

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第27号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成5年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第3条」を「第4条」に、「部の」を「部及び室の」に改める。

第2条を次のように改める。

（内部組織等）

第2条 条例第1条に規定する部及び室の内部組織は、次のとおりとする。

市長公室	秘書広報課	秘書広報係
	人事課	人事係
総務部	総合政策課	総合政策係
	文書法制課	文書法制係
	総務情報課	総務係
		情報係
	管財課	施設整備係
		入札検査係
	財政課	財政係
	課税課	課税係
	収税課	徴収係
		滞納対策係
市民環境部	市民課	市民係
	環境政策課	環境対策係
		衛生係
	廃棄物対策課	廃棄物対策係
	市民協働課	協働推進係
		人権施策係
	農林課	工務係
		農林係
	商工観光課	商工観光係
	健康福祉部	健康衛生係
健康福祉部	健康衛生課	精神保健係
		保険給付係
	介護福祉課	地域包括支援係

子ども家庭部	国保医療課	国保係 医療係
	社会福祉課	福祉政策係 障害福祉係
	生活支援課	生活支援係
	児童福祉課	子育て支援係 児童相談係 母子保健係
	保育幼稚園課	給付保育料係 認定入所係 施設係
都市創造部	都市計画課	都市計画係 開発指導係
	都市政策交通課	都市政策係 地域交通係
	土木建設課	計画調整係 建設係
		治水砂防係
	公園道路管理課	管理係 工務係

2 条例第3条に規定する危機管理監の権限に属する事務を処理させるため、危機管理課を置く。

第3条秘書広報係の項第7号中「連絡」を「連絡調整」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 国際親善に関すること。

第4条職員係の項中「職員係」を「人事係」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条から第7条までを次のように改める。

(総合政策課の事務分掌)

第5条 総合政策課の事務分掌は、次のとおりとする。

総合政策係

- (1) 市行政の総合政策に関すること。
- (2) 政策に係る助言、指導、統括及び調整に関すること。
- (3) 経営会議に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。

- (5) 行政評価に関すること。
- (6) 行政組織及び事務分掌に関すること。
- (7) 特命事項に関すること。
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 の規定による大綱の策定及び変更に関すること。
- (9) 総合教育会議に関すること。
- (10) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 24 条の規定に基づく措置に関すること。
- (11) 議会の招集及び議案の調整並びに議会との連絡調整に関すること。

（文書法制課の事務分掌）

第 6 条 文書法制課の事務分掌は、次のとおりとする。

文書法制係

- (1) 文書事務に係る助言、指導、統括及び調整に関すること。
- (2) 法制執務に係る助言、指導、統括及び調整並びに例規集の編集及び発行に関すること。
- (3) 公印の保管に関すること。
- (4) 文書の收受等並びに保存文書の管理及び廃棄に関すること。
- (5) 公告式に関すること。
- (6) 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (7) 行政不服審査制度に関すること。
- (8) 政治倫理審査会に関すること。
- (9) 訴訟及び和解の統括及び調整に関すること。
- (10) 内部統制に関すること。
- (11) 公益通報者保護制度に関すること。
- (12) 行政監察に関すること。
- (13) 不当要求に関すること。

（総務情報課の事務分掌）

第 7 条 総務情報課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務係

- (1) 財産区財産に関すること。
- (2) 行政相談委員に関すること。
- (3) 行政区域に関すること。
- (4) 選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会との調整に関すること。
- (5) 他課に属さない事項に関すること。

情報係

- (1) デジタルトランスフォーメーションに関すること。
- (2) 情報システムの運用管理に関すること。
- (3) 情報ネットワークの運用管理に関すること。
- (4) 情報セキュリティ対策に関すること。
- (5) 市行政全般の統計等の資料の作成及び編集に関すること。

第8条施設整備係の項第1号中「の策定及び活用推進」を削り、同項第4号及び第5号中「他の所属」を「他課」に改める。

第9条の見出し中「財務局」を削り、同条財政係の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 国等による財政補助に関すること。

第10条の見出し中「財務局税務課」を「課税課」に改め、同条中「税務課」を「課税課」に改め、同条課税係の項第1号中「税務行政」を「税務」に、「連絡調整」を「調整」に、「調査研究」を「調査」に改める。

第11条の見出し中「財務局納税促進課」を「収税課」に改め、同条中「納税促進課」を「収税課」に改める。

第12条市民係の項第9号中「連絡及び」を削る。

第13条の見出し及び同条中「環境対策課」を「環境政策課」に改め、同条環境対策係の項第1号及び第2号中「に係る企画、調整及び啓発」を「の推進」に改める。

第15条市民協働推進係の項中「市民協働推進係」を「協働推進係」に改め、同項第3号中「及び国際」を削り、同項に次の3号を加える。

- (4) 自治連合会及び自治会に関すること。
- (5) 住民自治の推進に関すること。
- (6) 多文化共生に関すること。

第15条まちづくり振興係の項を削り、同条人権施策係の項第1号及び第5号中「企画、調整、啓発及び」を削る。

第16条の見出し中「産業振興局」を削り、同条工務係の項第2号中「、土木改良事業の設計、施工、監督及び検査」を「及び土木改良事業」に改め、同条農林係の項第7号中「連絡調整」を「調整」に改める。

第17条の見出し中「産業振興局」を削り、同条商工振興係の項中「商工振興係」を「商工観光係」に改め、同項に次の9号を加える。

- (8) ふるさとまちづくり寄附に関すること。
- (9) 基幹統計調査に関すること。

- (10) 消費者行政に関すること。
- (11) 計量法（平成４年法律第５１号）に関すること。
- (12) 労働関係の資料収集及び調査に関すること。
- (13) 雇用関係に関すること。
- (14) 香芝市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
- (15) 観光施策の推進に関すること。
- (16) 観光資源の保護及び活用に関すること。

第１７条 観光労政係の項を削る。

第１８条から第２９条までを次のように改める。

（健康衛生課の事務分掌）

第１８条 健康衛生課の事務分掌は、次のとおりとする。

健康衛生係

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 香芝市保健センターの管理及び運営に関すること。
- (3) 休日診療所及び医療関係団体に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 感染症に関すること。
- (6) 結核予防に関すること。
- (7) 健康づくり推進協議会に関すること。
- (8) 生活習慣病その他の疾病の予防に関すること。
- (9) 健康増進の推進に関すること。
- (10) 健康診査事業に関すること。
- (11) 栄養指導に関すること。

精神保健係

- (1) 精神保健に関すること。
- (2) 臨床心理に関すること。

（介護福祉課の事務分掌）

第１９条 介護福祉課の事務分掌は、次のとおりとする。

保険給付係

- (1) 介護保険被保険者の資格に関すること。
- (2) 介護保険料の賦課に関すること。
- (3) 介護保険事業計画に関すること。
- (4) 要介護認定等に関すること。
- (5) 介護認定審査会に関すること。
- (6) 介護保険の保険給付に関すること。

- (7) 介護保険料の徴収に関する事。
- (8) 介護保険料の収入整理に関する事。
- (9) 介護保険料の督促、催告及び調査に関する事。
- (10) 介護保険料の滞納処分に関する事。
- (11) 介護サービス事業者等との連絡調整に関する事。
- (12) 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定、指導及び監督に関する事。
- (13) 介護給付費適正化事業に関する事。
- (14) 高齢者福祉に関する事。
- (15) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による保護措置に関する事。

地域包括支援係

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (2) 包括的支援事業に関する事。
- (3) 地域支援事業の任意事業に関する事。
- (4) 介護予防支援事業に関する事。

（国保医療課の事務分掌）

第20条 国保医療課の事務分掌は、次のとおりとする。

国保係

- (1) 国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の資格に関する事。
- (2) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課に関する事。
- (3) 国民健康保険及び後期高齢者医療の保険給付に関する事。
- (4) 国民健康保険の保健事業に関する事。
- (5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。
- (6) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収入整理に関する事。
- (7) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の督促、催告及び調査に関する事。
- (8) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の滞納処分に関する事。
- (9) 国民健康保険運営協議会に関する事。
- (10) 奈良県後期高齢者医療広域連合との連絡調整に関する事。

医療係

- (1) 子ども医療費に関する事。
- (2) ひとり親家庭等医療費に関する事。
- (3) 心身障害者（児）医療費に関する事。
- (4) 重度心身障害老人等医療費に関する事。
- (5) 未熟児養育医療に関する事。

(社会福祉課の事務分掌)

第21条 社会福祉課の事務分掌は、次のとおりとする。

福祉政策係

- (1) 社会福祉政策に係る調整及び計画立案に関する事。
- (2) 地域福祉関係団体の育成及び指導に関する事。
- (3) 香芝市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。
- (4) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (5) 更生保護女性会に関する事。
- (6) 旧軍人、軍属、引揚者、戦傷病者及び戦没者遺族等の援護に関する事。
- (7) 保護司会に関する事。
- (8) 日本赤十字社に関する事。
- (9) 香芝市総合福祉センターの管理及び運営に関する事。
- (10) 社会福祉法人の定款認可等に関する事。
- (11) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事。
- (12) 重層的支援体制整備事業に関する事。

障害福祉係

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事。
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく福祉に関する事。
- (3) 障害児の施設通所支援に関する事。
- (4) 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事。
- (5) 精神障害者医療費に関する事。

(生活支援課の事務分掌)

第22条 生活支援課の事務分掌は、次のとおりとする。

生活支援係

- (1) 生活保護に関する事。
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関する事。
- (3) 生活困窮者の自立支援に関する事。

(児童福祉課の事務分掌)

第23条 児童福祉課の事務分掌は、次のとおりとする。

子育て支援係

- (1) 子育て支援に関する事。
- (2) ひとり親家庭の相談及び自立支援に関する事。
- (3) 児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (4) 支援対象児童等に関する事。

- (5) 香芝市子育て支援センターの管理及び運営に関する事。
- (6) 子ども・若者育成支援に関する事。
- (7) 子育て支援のための学校及びその設置者等との連絡調整に関する事。

児童相談係

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保護措置に関する事。
- (2) 家庭児童相談に関する事。
- (3) 児童虐待等に関する事。
- (4) 要保護児童及び要支援児童等に関する事。

母子保健係

- (1) 母子保健に関する事。
 - (2) 低体重児の届出受理及び未熟児の訪問指導に関する事。
- （保育幼稚園課の事務分掌）

第24条 保育幼稚園課の事務分掌は、次のとおりとする。

給付保育料係

- (1) 保育所及び認定こども園等の給付及び助成に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する事。
- (3) 保育所及び認定こども園等の利用者負担額に関する事。

認定入所係

- (1) 保育所及び認定こども園等への入退所（園）に関する事。
- (2) 放課後児童健全育成事業に関する事。

施設係

- (1) 公立保育所及び認定こども園等の施設管理、保健、衛生、安全及び給食に関する事。
 - (2) 私立保育園及び認定こども園等の認可、確認及び指導に関する事。
- （都市計画課の事務分掌）

第25条 都市計画課の事務分掌は、次のとおりとする。

都市計画係

- (1) 都市計画全般及び都市計画決定に関する事。
- (2) 都市計画審議会に関する事。
- (3) 近畿圏整備に関する事。
- (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条の規定に基づく許可に関する指導及び都市計画街路線の明示に関する事。
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出及び申出に関する事。

- (6) 国土利用計画法（昭和４９年法律第９２号）に基づく届出に関する事。
- (7) 地価公示に関する事。
- (8) 生産緑地に関する事。
- (9) 租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）に基づく優良住宅の認定に関する事。
- (10) 土地区画整理事業に関する事。
- (11) 市街地再開発事業に関する事。
- (12) 市有建築物（附帯施設を含む。）の建設工事、設備工事及び修繕工事に係る設計及び監督に関する事。

開発指導係

- (1) 都市計画法第２９条の規定に基づく開発行為の指導、副申及び連絡調整に関する事。
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に基づく申請に関する事。
- (3) 自然公園法（昭和３２年法律第１６１号）に基づく申請及び届出に関する事。
- (4) 自然環境保全に関する事。
- (5) 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に関する事。
- (6) 建築物等の耐震改修の促進に関する事。
- (7) 香芝市ホテル等建築規制審議会に関する事。

（都市政策交通課の事務分掌）

第２６条 都市政策交通課の事務分掌は、次のとおりとする。

都市政策係

- (1) まちづくりに係る事業の企画及び調整に関する事。
- (2) 国及び県の公園、道路、河川等に係る協議及び要望に関する事。
- (3) 都市再生特別措置法（平成１４年法律第２２号）に基づく立地適正化計画に関する事。
- (4) 屋外広告物に関する事。
- (5) 住宅施策の推進に関する事。
- (6) 空き家対策に関する事。
- (7) 景観施策の推進に関する事。
- (8) 所管関連協議会に関する事。

地域交通係

- (1) 交通バリアフリーに関する事。
- (2) 交通安全対策に関する事。

- (3) 交通安全思想の普及及び指導に関すること。
- (4) 交通安全運動の推進に関すること。
- (5) 放置自転車等の対策に関すること。
- (6) 自転車駐車場に関すること。
- (7) 地域公共交通に関すること。
- (8) 自動車駐車場に関すること。
- (9) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に関すること。

（土木建設課の事務分掌）

第27条 土木建設課の事務分掌は、次のとおりとする。

計画調整係

- (1) 所管事業用地の取得及び補償に関すること。
- (2) 所管事業に係る事業認可及び交付（補助）申請に関すること。

建設係

- (1) 道路及び橋梁の新設及び改良に関すること。
- (2) 都市計画道路事業に関すること。
- (3) 交通結節点整備事業に関すること。
- (4) 総合公園及びスポーツ公園の整備事業に関すること。
- (5) 街区公園及び親水緑地等の新設に関すること。
- (6) 他課から委託を受けた土木工事の設計、施工及び監督に関すること。

治水砂防係

- (1) 治水事業に関すること。
- (2) 河川の改修に関すること。
- (3) 水防に関すること。
- (4) 砂防に関すること。

（公園道路管理課の事務分掌）

第28条 公園道路管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 市道路線の認定に関すること。
- (2) 道路台帳、橋梁台帳、河川台帳及び公園台帳の整備及び保管に関すること。
- (3) 市道敷地の登記事務に関すること。
- (4) 道路、都市公園及び河川の占用等の許可及び使用料の徴収に関すること。
- (5) 道路及び水路の境界明示に関すること。
- (6) 緑化及び美化推進に関すること。
- (7) 地籍調査に関すること。

(8) 道路附属物の管理に関する事。

工務係

(1) 道路、橋梁、河川等及び都市公園の維持管理及び補修に関する事。

(2) 土木の災害復旧に関する事。

(3) 道路附属物の整備に関する事。

(危機管理課の事務分掌)

第29条 危機管理課の事務分掌は、次のとおりとする。

危機管理係

(1) 危機管理の統括に関する事。

(2) 防災対策及び国民保護対策の総合調整に関する事。

(3) 防災会議及び災害対策本部に関する事。

(4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に関する事。

(5) 国民保護対策本部及び国民保護協議会に関する事。

(6) 警戒避難体制の整備に関する事。

(7) 自主防災組織に関する事。

(8) 防災訓練及び防災意識の啓発に関する事。

(9) 消防団に関する事。

(10) 奈良県広域消防組合との連絡調整に関する事。

(11) 自衛隊との連絡調整に関する事。

(12) 自衛官の募集事務に関する事。

防犯係

(1) 防犯思想の普及及び指導に関する事。

(2) 地域安全活動の推進に関する事。

(3) 暴力団の排除に関する事。

第30条を削る。

第31条中「（保健センターを含む。以下同じ。）」を削り、同条を第30条とする。

第32条第2項中「人事課まで」を「人事課に」に改め、同条第3項中「その」を「、その」に、「互いに」を「、互いに」に改め、同条を第31条とする。

第33条中「市長」を「、市長」に改め、同条を第32条とする。

第34条中「ある」を「がある」に改め、「部」の次に「、室」を加え、「適時」を「適宜」に改め、同条を第33条とする。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。